

情報通信科学館（仮称）整備等事業

実施方針等に関する質問回答集

平成 14 年 2 月 4 日

香川県

実施方針等に関する質問回答書

<実施方針>

頁項目					質問事項	回答
1	2	第1	1	(5)	維持管理業務を行う上で、ビル側に対する共益費は発生するのか？	共益費の取扱いについては検討中であり、入札公告時に公表します。
2	3	第1	1	(6)	事業の継続に関して、何か具体的な合意基準を考えているのですか。	事業継続については、事業期間終了前において、情報通信技術の進展と情報通信科学館の成果等を踏まえ、検討することになると考えています。
3	3	第1	1	(7)	サービス料の加算及び、来館者からの料金徴収における県の検討事項とありますが、検討事項の内容はいつ提示していただけるのですか。	サービス料の加算、自主事業による来館者からの料金徴収とも、詳細は今後の意見招請及びヒアリングを行ったうえで、入札公告時に公表します。
4	3	第1	1	(7)	ア 10年間にわたるサービス料の支払い方法は、整備費と維持管理・運営費を一体とする10年間均等割払いか？。あるいは支払い方法は事業者側からの提案によるのか？	10年間の均等払いを想定しています。
5	3	第1	1	(7)	ア インセンティブ収入の具体的な加算方法は入札公告時になされると思うが、定量的、計数的な方法のみで考えておられるのか？	アカデミーゾーン及びコミュニケーションゾーンの一部をスペースとして貸し出す場合の料金（使用料）収入に応じた加算方法を考えています。
6	3	第1	1	(7)	ア 「室内整備・維持管理・運営を行い、質の高いサービスを常時提供することの対価として、施設運営期間10年にわたり県がサービス料を支払う。」とあるが、サービス料を支払う基準として、例えば来館者数など具体的な基準設定があればお教え頂きたい。	入札公告時に公表する要求水準書等に記載されたサービス水準を満たしているかが基準となりますが、本施設が「情報化による集いと交流」を整備目的の1つとしていることから、賑わいの指標として、一定以上の来館者数が確保されていない場合にサービス料を減額することを検討しています。詳細は、今後の意見招請及びヒアリングを行ったうえで、入札公告時に公表します。
7	3	第1	1	(7)	ア 「室内整備・維持管理・運営を行い、質の高いサービスを常時提供することの対価として、施設運営期間10年にわたり県がサービス料を支払う。」とあるが、サービス料（金額）は、現時点ではどのようにお考えか。	サービス料の支払額算定基準は、選定事業者が応募時に提示した、展示等整備費、維持管理運営費等、本事業に要する費用からなります。
8	3	第1	1	(7)	イ 自主事業についての制限はあるのか？たとえば、風営法に関するゲーム機器などの可能性等。	御質問のような自主事業は、公共施設としてふさわしいものではないため、自主事業として実施することはできません。詳細は、入札公告時に公表する入札説明書等に記載します。
9	3	第1	1	(7)	イ 自主事業を行うにあたって、法的な問題はないのでしょうか。また、制約（料金設定の制限、県への使用料支払い）は想定されているのでしょうか。	自主事業を積極的に実施していただきたいと考えていますが、自主事業の内容、実施の期間等の面で一定の制限を設ける考えであり、詳細は入札公告時に公表します。なお、御質問の「県への使用料の支払い」は、想定しております。
10	4	第1	2		「県の財政負担見込額の算定にあたっては、選定事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行う」とありますが、「選定事業者からの税収」の見込みは、選定事業者としての事業性を検討した上での数値と考えてよろしいでしょうか。本事業は事業期間が10年間と短期間であるため、事業終了時点において残存簿価の処理が発生すると考えられます。また、「その他の収入」の見込みは、提案により、額の大小が考えられますので、事前のヒアリング等を十分行った上で、VFM検討を行うと考えてよろしいでしょうか。	選定事業者からの税収とは、法人事業税・住民税のことであり、VFM検討に際しては、民間事業者の事業採算性を検討したうえでの税額を見込みます。ご指摘の固定資産除却損も見込みます。また、その他の収入については、使用料収入のことであり、ご指摘のとおり需要予測により額の大小が出てきます。VFM検討に際しては、今後の意見招請及びヒアリングを行ったうえで、収入見込みを設定します。

11	5	第2	1			「総合評価一般競争入札方式を採用する」とありますが、「公募型プロポーザル方式」を採用しない理由をお示し下さい。	P F I事業者の選定方法については、「地方公共団体におけるP F I事業について（平成12年3月29日付け自治事務次官通知）」において、P F I法第7条第1項の規定に基づき公募の方法等によることとされており、一般競争入札によることが原則であること、また、P F I契約においては、価格のみならず、維持管理又は運営の水準、P F I事業者とのリスク分担のあり方、技術的能力、企画に関する能力等を総合的に勘案する必要があることから、総合評価一般競争入札によることとしています。
12	7	第2	3	(3)		2月12日から2月15日に提出する「実施方針等に対する意見書」に対してヒアリングが予定されていると記載されていますが、特定事業の選定までのスケジュールがタイトに思われます。十分に意見書に対する検討をされた上で、特定事業の選定が行われると考えてよろしいでしょうか。	意見書によりいただいた意見については、十分検討を行い、特定事業の選定に必要な応じ反映させることとしています。また、最終的には入札公告時に公表する内容等に反映させることとしています。
13	8	第2	4	(1)		「グループで応募した場合の代表者はSPCへの出資を行う」とありますが、SPCへの出資比率等の条件を定められるのでしょうか。	現時点では、一定の条件を設けることは考えていません。
14	12	第3	4	(2)	オ	「引渡し状態が契約において定められた水準」とあるが、どのような水準を想定しているか。	引続き、本施設の維持管理・運営を行う上で、支障のない状態を想定しています。
15	12	第3	4	(3) (5)		モニタリングの評価項目として「SPCの経営状況」を想定されていますが、「(5)サービス料の減額等」を見る限り、SPCの経営状況が、直接、サービス料の減額の対象にならないと解釈できます。また、これまでのPFI案件ではSPCの経営状況をモニタリングの対象としている事例は見受けられないため、「SPCの経営状況」をモニタリングの対象と想定されている考え方を示して下さい。	御質問にあるとおり、SPCの経営状況を、サービス料の減額の対象とすることは考えていません。選定事業者の財務状況を把握し、契約不履行の懸念が生じていないかを監視する意味合いから、モニタリングの対象としています。
16	12	第3	4	(5)		サービス料の減額は、維持管理・運営に係る部分のみであり、展示等室内整備に係る初期整備費相当分のサービス料の減額はないものと考えてよろしいでしょうか。	サービス料は、展示等整備・維持管理・運営にかかる業務の対価を一体のものとして、10年間の運営期間に亘って支払われるものです。よって、初期整備費相当分の対価という、細分した区分けはありませんが、初期整備費相当分に影響するほどの減額は想定していません。
17	19	添付資料	リスク分担	No.16- No.19		事業者デフォルトリスクについて、No.16からNo.19まで細かく規定されていますが、No.16の内容ですべてカバーしているように見受けられます。No.17からNo.19を設定した考え方を示して下さい。	事業者デフォルトリスクとは、事業者の責めによるデフォルトリスクを指します。事業者デフォルトリスクのうち、事業者の事業破綻・事業放棄等に至る前段階として現在想定される内容をNo.17～No.19で列挙しています。
18	20	添付資料	リスク分担	No.35- No.45		本施設は、財団法人香川情報化推進機構が運営する部分も含まれており、選定事業者と共同で事業を行うと理解しております。従って、No.40、No.41等のリスク負担者について分類化すべきと考えます。現時点で、リスク負担者を「事業者のみ」としている考え方を示して下さい。	財団法人香川情報化推進機構の運営に係る当該リスクで、財団の責めに帰すべき事由によるものについては財団の負担とします。入札公告時には、当該リスクに関して訂正を行い、公表します。

< 要求水準書(案) >

頁 項目					質問事項	回答
19	2	第1	1	(1)	他のフロア及びシンボルタワーにおける開館日及び開館時間に合わせなくてよいのか、又その場合の日時を提示してください。	シンボルタワーの管理・運営計画は未確定であり、今後、本施設の運営計画も考慮した、シンボルタワーの運営規則等が検討されます。よって、現時点では、自由に設定していただくことを想定しています。
20	2	第1	1	(1)	イ 「来館者のニーズに応じた変更ができるものとする。」とあるが、「各ゾーンの運営の基本的考え方」のゾーン構成の抜本的な変更を伴うものも可能か？たとえば不振ゾーンの廃止、新規ゾーンの新設。	現時点では想定していませんが、本施設の整備目的に合致する範囲において、県と協議のうえ、来館者等のニーズに応じた、不振ゾーンの縮小とそれに代わる新規ゾーンの開設は可能と考えています。なお、この場合の費用負担は、選定事業者が負担することを想定しています。
21	3	第1	1	(2)	エ (ア)集客の工夫について、ビル全体、サンポート高松全体の、集客のための広報、広告、宣伝、販促等の活動はどこが担うのか？	ビル全体についてはシンボルタワー開発(株)が、サンポート高松全体については(財)サンポート財団が担うものと承知しています。なお、(財)サンポート財団の概要については、ホームページ(http://www.sunport.or.jp/info/index.html)を参照してください。
22	3	第1	1	(2)	エ 「(ア)賑わいのある街づくりに寄与するための集客の工夫に特に配慮すること」とありますが、10年間の総事業費とのバランスが懸念されます。本当に県民に親しまれる施設(=賑わいの創出)をつくることを重視するのか、現在予定されている財政負担額を重視するのか、考え方を示して下さい。	本事業に投入できる財源は限られておりますが、民間事業者のノウハウを活用することにより、創意と工夫に満ちた質の高いサービスを広く県民に提供するとともに、常に利用者のニーズに適合した施設にしたいと考えています。なお、本事業の選定事業者の選定は、総合評価一般競争入札により行うこととしており、提案書の審査については、入札公告時に公表する事業者選定基準により行うこととなります。
23	3	第1	1	(3)	ウ 徴収料金額は事業者が独自に設定し、徴収できるものと考えて良いか。	本施設は、誰にも開かれた、親しみやすい施設として整備することから、利用しやすい使用料の設定を県において行うことを想定しています。詳細は、今後の意見招請及びヒアリングを行ったうえで、入札公告時に公表します。
24	4	第1	2		リニューアル費用は10年間に要するものを、すべて提案書提出の時点で示すのか？利用者の反応を見ながら事業期間中に計画、算定、要求することは可能か？	急速な技術革新に的確に対応するため、民間事業者の創意工夫、ノウハウに期待しているところであり、本事業の運営期間(10年間)内に必要と見込まれる展示等のリニューアル業務を応募時点で提案していただきます。
25	4	第1	3		財団が運営し、事業者が整備、管理するものについて、機器等の具体的な機種、個数は財団側から示されるのか？。事業者側から示すのか？	各室の要求性能において、最低の条件を示してありますので、自主事業の実施を勘案し、提案をお願いします。
26	4	第1	3	(2)	アカデミーゾーンや会議室及びコミュニケーションゾーンなど、県及び財団が専用使用する日数は何日くらい想定していますか。	アカデミーゾーンについては、年間延べ900時間程度を想定しています。会議室については随時の使用を、また、コミュニケーションゾーンについては使用の機会は少ないものと想定しています。
27	4	第1	3	(2)	財団が専有使用する部の光熱水費等は財団の負担と考えて良いか？	財団専有部分の光熱水費については財団の負担と考えています。按分の方法等、詳細は入札公告時に公表します。
28	9	第2	3		自由に配置を提案できる「ミュージアムゾーン」、「アカデミーゾーン」、「コミュニケーションゾーン」の各ゾーンの最低面積は定められるのでしょうか。また、3つのゾーンのうち、一番重きを置くのはどのゾーンでしょうか。	各ゾーンの最低面積は定めませんが、「2 基礎要件」を前提に、「3 各室の要求性能」に沿った、かつ本体工事に含まれる仕上げ・設備を活用した、創意工夫のある提案をお願いします。また、各ゾーンの機能に優先順位はありません。

29	9	第2	3		シンボルタワー内の情報インフラとの関連について、特に情報通信科学館（仮称）以外の県施設との物理的なネットワークの共有の可能性等について、考え方を示して下さい。	現在のところ、共有することは考えておりません。
30	10	第2	3	アカデミーゾーンA	要求性能として「パソコンOS及びアプリケーションソフトを、速やかに最新のものに更新」とありますが、更新の周期について現時点で10年先を想定することは困難であり、民間事業者側で予測不可能な部分のリスクを負うことはできません。またプロジェクトファイナンスにも悪影響を及ぼすことが懸念されます。民間事業者の予測以上の「急激な」技術革新がなされた場合の考え方を示して下さい。	財団が行う研修に使用するOS及びアプリケーションの更新等については、技術革新に伴うリスクも勘案のうえ、提案をお願いします。なお、財団が必要とするOSおよびアプリケーションについては、入札公告時に公表します。
31	添付資料1	業務分担表			財団が整備、管理、運営する事務室は、事業者側は建築仕上げのまま引き渡すものと考えて良いのか？	そのように御理解いただいて結構です。
32	添付資料10	仕上表			詳細な仕様が規定されていますが、自由な配置提案が行える3つのゾーンに関しては、仕様の変更を行うことは可能でしょうか。また、その際の費用負担はどのように考えればよろしいでしょうか。ご指示下さい。	3つのゾーンに限らず、管理諸室も含め、仕上の変更を可能にすることを検討しています。費用負担については、変更により増額が出る場合は、選定事業者の負担となる場合が考えられます。詳細は、今後の意見招請及びヒアリングを行ったうえで、入札公告時に公表します。

本質問回答集は、平成13年12月25日(火)から12月28日(金)までに受け付けた、「情報通信科学館(仮称)整備等事業実施方針」(以下「実施方針」という。)及び「情報通信科学館(仮称)整備等事業業務要求水準書(案)」(以下「要求水準書(案)」という。)に関する質問への回答を、実施方針及び要求水準書(案)の項目順に整理して記述したものです。

なお、回答は現時点での考え方を示したものであり、今後、意見招請・ヒアリング等により変更する可能性があります。詳細は、入札公告時に公表する入札説明書等に記載し、確定します。

目 次

実施方針質問回答	1
要求水準書(案)質問回答	3

(参考：質問項目数)

実施方針 18項目

要求水準書(案) 14項目

総項目数 32項目